## 奈良県告示第二十七号

を定め 第三十条第一 良県くらし創造部景観・ 奈良県希少野生動植物の保護に関する条例 たので、 項の 同条第四 規定により、 |項の 環境局景観 規定によりその 特定希少野生動植物オオミネイ 自然環境課において一般の閲覧に供する。 概要を告示し、 (平成二十一年三月奈良県条例第五十号) 当該保護管理事業計 ウ  $\sim$ ゴ保護管 理事業計画 三画を奈

平成二十八年四月十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一対象とする種

オオミネイワヘゴ

一 事業の目標

体の生育状況等の経年的なモニタリングを実施 į 既知生育地を保全するととも

に、 生育域外保全を推進することにより絶滅リスクを軽減することを目標とする。

三 事業を行う区域

県内の本種が生育する地域

四 事業の内容

事業計画は、次のとおりとする。

1 生育地の巡視による保全

希少野生動植物保護巡視員等による定期的 な巡視及び関係者 の周知徹底

2 分布の把握

本種の分布の把握及び情報蓄積

3 生育域外保全の実施及び移植・増殖技術の確立

専門機関による本種の系統保存及び移植 増殖技術の確立

4 増殖個体の移植

増殖個体の既知生育地へ の移植による絶滅リス クの 軽減

5 協働・啓発活動

関係行政機関、県民等への普及啓発の推進